



環境委員会 通信

Vol.2 8月号

<REACH SVHC Candidate 13 物質、パブコメ開始>

2011年6月15日、SVHC Candidate Listの中から、13物質が認可対象物質リスト（Annex XIV）に掲載するためのパブコメが開始されました。意見募集の期限は9月14日に設定されています。認可対象物質になりますと、Candidate 時点での報告義務のみでなく、EUでの製造・輸入・使用に関して認可が必要となり、認可された用途以外では使用できなくなりますので、ご注意をお願いいたします。

詳細の情報につきましては、下記のEU ECHA（欧州化学品庁）の公開情報をご覧ください。

http://echa.europa.eu/news/na/201106/na_11_26_public_cons_inclusion_of_susb_in_auth_list_en.asp

<REACH SVHC Candidate List の更新情報 >

2011年6月20日、EU REACHのSVHC（Substance of Very High Concern：高懸念物質）Candidate Listが更新されました。今回の更新で新たに7物質が追加され、現時点での候補物質は53物質となりました。Candidate Listに入った物質については、報告義務が発生いたしますので、各社様での対応の確認をお願いいたします。

物質の詳細情報及び、EU ECHA（欧州化学品庁）の公開情報については、こちらをご覧ください。

http://echa.europa.eu/news/pr/201106/pr_11_15_svhc_candidate_list_en.asp

<改正 RoHS 指令の公布について>

2011年7月1日、欧州 RoHS 指令の改正指令が発表されました。（RoHS recast）
施行は公布から20日後の7月21日となっています。改正指令の主な変更点としては、

- 対象 RoHS 指令の番号が 2002/95/EC から 2011/65/EU に変更になった
（2002/95/EC は 2013 年 1 月に廃止）
- 対象製品が拡大され、医療機器（カテゴリ 8）、計測・分析・制御機器（カテゴリ 9）が RoHS 指令の対象に組み込まれた
- 除外用途の見直し、カテゴリ 8 & 9 用の適用除外用途リスト規定追加、最大有効期限（7年）規定追加などが変更された
- 禁止物質は 6 物質で変更無しであるが、3 年後を目処に追加検討が行われる
- RoHS 指令適合製品は CE マーキング貼付、適合宣言書及び技術文書の作成・保管が義務付けられた

IDEMA 環境委員会の認識といたしましては、今回の指令では禁止物質の追加が無く、除外用途の見直しも限定的であったため、HDD 業界各社への影響度は高くないものと認識しております。しかし、CE マーキングの

適用については、適合宣言書・技術文書の作成・保管などの観点で影響があり得るため、対応方法については各社での吟味が必要と認識しております。適用は 2013 年 1 月からとなりますが、具体的対応については各社でのご確認をお願いいたします。

詳細の情報につきましては、下記の EU Official Journal の内容をご確認下さい。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:174:0088:0110:EN:PDF>

また、今回の改正内容の概要を日本語で整理した Web サイトがありましたので、参考情報として紹介させていただきます。

<http://j-net21.smrj.go.jp/well/rohs/column/110708.html>

<http://j-net21.smrj.go.jp/well/rohs/column/110715.html>

以上